

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議(第14回)

○日時

令和4年6月23日(木) 14時00分～15時42分

○場所

オンライン開催

○出席委員(五十音順)

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、
相山女学園大学 大串委員、東京大学大学院 加藤委員(欠席につき、書面にて意見提出)、
横浜国立大学・放送大学 來生委員(小委員会委員長)、早稲田大学 清宮委員、
外苑法律事務所 桑原委員、一般社団法人海洋産業研究・振興協会 中原委員、
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、一橋大学 山内委員(ワーキンググループ座長)

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室 石井室長
国土交通省大臣官房 遠藤技術参事官
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 衛藤課長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 大岡室長

○議題

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について

○議事概要

【事業計画の迅速性の評価について】

加藤委員

- ・ 事業計画の迅速性の評価において、事業計画の基盤面、実行面の合計点が5割未満の場合は迅速性の評価点を0点とする案が示されているが、各海域の特性の違いによらず一律5割という基準を設けることに多少疑問を感じる。
- ・ 事業計画の基盤面、実行面の評価点比率に応じて迅速性を評価することについて、評価点比率の算定方法として2つの案が示されている。どちらの方法が正解というものではないが、全体のバランスを踏まえると案①の配点 40 点に対する比率が良い。

桑原委員

- ・ 再エネ海域利用法に基づく公募占用指針は、同法に基づく基本方針に即して定めなければならないこととされているが、基本方針では国民負担の抑制の点や、公平性、公正性、透明性を確保した適切な競争環境の点が掲げられており、迅速性という要素は含まれていない。また、事業者選定の前に環境アセス等の準備を求めない前提で制度を作ってきたにも関わらず、今回、早期の運転開始に対して大きな加点を行うことは、これまで積み重ねてきた制度の運用指針の考え方や日本版セントラル方式導入の方向性と矛盾する。
- ・ これまでの経緯に反するルール変更を行うことは適切ではなく、事業者に大きな混乱を招いているのではないかと。2030年エネルギーミックスの達成に向けた政策は重要であるが、その点を勘案しても配点の大きさがバランスを欠くものと考え、反対である。
- ・ 仮に 20 点もの配点を行う場合には、事業計画の基盤面、実行面の評価点比率の算定方法として、案①の配点 40 点に対する比率にすべき。事業者にとっての透明性があり、事業計画の実現性の度合で調整するのであれば、その調整の軸は配点 40 点に対する比率とすることが合理的。
- ・

原田委員

- ・ 事業計画の迅速性について、20 点という配点は全体の中のインパクトが大きく、引き続き留意が必要。事業計画の基盤面、実行面の評価点比率の算定方法としては、相対性を排除して予見性が高いという点において、案①が良いのではないかと。
- ・ 再エネ海域利用法の枠組みから逸脱するものであるという点については、第1回のワーキンググループから参加している立場としても、そのように感じる。エネルギーの安定供給の観点、再生可能エネルギー、地産地消エネルギーの重要性が高まったという背景をきちんと説明した上で実施する必要がある。また、日本版セントラル方式に向けた過渡期の、一時的な対応であることを国内外の関係者に向けて発信すべき。
- ・ 早期の運転開始の努力を民間にお願いするのであれば、官側も具体的に対応を示すべき。環境アセスの短縮化、基地港湾の確保、利用調整について対応すべき。

清宮委員

- ・ 事業計画の基盤面、実行面の評価点比率の算定方法としては、事務局から示された案①と案②、どちらでも基本的には構わないが、先行して地元で対策を取っていることや、様々な技術的検討を行っていることは迅速性に繋がるものであり、ある程度それを評価することが大事。

飯田委員

- ・ 評価における基本的な大きな方針は変えないにしても、今回のウクライナ情勢等の状況も踏まえた上で、各種調整ができた方が良く考える。欧州等では洋上風力の早期実現が謳われている中で、日本においても迅速性の方針を評価基準に反映させることは非常に重要。

石原委員

- ・ 洋上風力の早期の導入はインフラ整備の観点からも極めて重要であり、今回の見直し案を評価したい。どの国においても、早期の導入を重視している。

中原委員

- ・ 事業計画の基盤面、実行面の評価点比率の算定方法について、それぞれメリット、デメリットがあるが、どちらかと言えば案①の配点 40 点に対する比率が良いのではないかとの印象。

【複数区域同時公募時の落札制限について】

加藤委員

- ・ コンソーシアムの同一性判断の方法について、事務局から提案のあった判断基準は分かりやすいが、この判断基準で抜け道ができないか、多少心配を感じる。

桑原委員

- ・ 落札制限の導入の要否について丁寧な議論がなく、落札制限ありきで話が進んでいることはおかしいのではないか。事業者ヒアリングでも、落札制限の導入そのものに否定的な事業者も少なくなかったと理解。前回の公募結果をもって、落札制限のような適正・公正な競争環境をゆがめる可能性がある制度を導入することは反対。

原田委員

- ・ ラウンド2も含めた近い将来のラウンドですら、どの案件が出てくるか予見しにくい。各ラウンドが必ずしも大規模ではない中で、落札制限を設けることが望ましいか疑問の余地がある。
- ・ ただし、コンソーシアムの組成の制約について、今回の事務局案ではマイノリティーの参加については一定のフレキシビリティを認めることとしているので、仮に落札制限を設けるのであれば、このような形になると考える。

大串委員

- ・ 落札制限を設けるのであれば、落札制限を実施する時期を明記しないと事業者も動きにくいのではないか。事業者は先行投資として地元貢献も含めて動かれている中、落札制限が適用されるのか公募の直前まで分からないことは、あまりにも曖昧で、予見性が低い。事業の透明性の観点からも、適用時期を事業者に示す必要がある。

飯田委員

- ・ 落札制限の適用時期を早い段階で明確に示さないと、コンソーシアムの組み方や、どの海域に重点を置くかなど、事業者が非常に悩まれるのではないか。

石原委員

- ・ 落札制限については、黎明期における特別の措置と考えている。事業者・産業の育成の観点や、エネルギーの安全保障の観点からも、事業者の多様性は必ず担保しなければならない。

【事業実現性評価点の補正について】

桑原委員

- ・ 価格点も事業実現性評価点も、結局2番手、3番手との点差で決まってくるため、最高点を揃えること自体が目的にかなう訳ではない。事業実現性評価に120点を割り付けることは、事業実現性評価の比重を高めて、価格点の比重を下げることに他ならず、価格点の意味を薄めるという観点で反対。
- ・ そもそも落札制限自体に合理性がないと考えており、落札制限を導入するために事業実現性評価点の引き直しの議論が出てくることにも非常に違和感を持っている。迅速性の評価や落札制限も含め、このような大きな変更を行うこと自体が、黎明期にある日本の洋上風力の市場の信頼性を失わせることになりかねない。

清宮委員

- ・ 今回、事業実現性評価点を120点に補正することは、制度の大きな変更になるとは思っていない。国内において洋上風力発電の実績が無いことから、価格点だけでなく、技術点も重要であると考えており、現在は過渡期であるとの印象を持っている。

石原委員

- ・ 供給価格と事業実現性を1対1として評価することに賛成。前回の公募では、価格評価の最高点が120点である一方、事業実現性評価の最高点は120点となっておらず、供給価格のみを重視しているのではないかと、という誤解が与えられたように思われる。供給価格と事業実現性が1対1で評価されることは、事務局から提案のあった事業実現性評価点の補正により担保されると理解。

【第三者委員の委員名の公表について】

加藤委員

- ・ そもそも委員名を公表する理由や意義が何なのかという議論が必要。委員名の公表のタイミングについては、それを踏まえて検討すべきものである。

清宮委員

- ・ 第三者が公募占用計画の評価を行っている場合には、委員の方もある程度責任を持つべきという観点や、偏った人材で評価を実施しているのではないかと誤解を避ける観点からも、一定期間を経た段階で委員名を公表すべきと考える。

石原委員

- ・ 公募占用計画をどういった方が審査をしたのか、公平性の観点から公表すべき。公表の時期については様々な議論があると思うが、公表することが大前提と考える。

中原委員

- ・ 委員名を公表するという事務局案に賛成。

【その他の評価項目について】

飯田委員

- ・ 価格評価における最高評価点価格については、透明性の観点から早めに示すべきと考える。
- ・ 事業計画の実行面の評価基準において、建設業の労働安全マネジメントが記載されているが、コンソーシアムのうち、どの構成員が取得すれば良いのか、ある程度考え方を示すべきではないか。

- ・ 選定事業者が、一定期間を経てメーカーによるメンテナンスから自社によるメンテナンスに切り替えていく提案も想定され、コストを下げる効果とサプライチェーンの貢献の両方に効いてくる。そのような場合、公募占用計画においては、事業計画の実現性と電力安定供給のどちらの項目に記載すべきか、事務局の考えがあれば示されたい。

中原委員

- ・ 知事意見の評価基準を公表するという事務局案に賛成。

事務局

- ・ (飯田委員の一点目の質問に対して、)公募占用計画においては、コンソーシアムの構成員や協力企業の体制について記載頂いている。協力企業の中には EPC 事業者もあり、それらの企業も含めて ISO や COHSMS が取得されているか確認していきたいと考えている。
- ・ (飯田委員の二点目の質問に対して、)電力安定供給の評価項目において、O&M の体制、取組内容について記載頂くとともに、コストの観点、事業計画の基盤面のうち、資金・収支計画にも反映されるものと考えている。

【議論全体を通した座長・委員長コメント】

來生委員長

- ・ 落札制限については、マーケットに対して社会が何を期待するかということが、今回の見直しにおける考え方のポイントでもある。第1ラウンドの結果を受けて、それを修正すべきだという社会的な意見も出てきて、それにどう対応すべきかということ。なぜ落札制限が必要かという議論が不十分という指摘は、全くごもっともだと思うが、時間をかけて議論をして解決する問題であるのか、という気がしないでもない。マーケットのあるべき姿は一人ひとりの価値判断に関わることである。
- ・ 迅速性の評価について、評価基準の安定性や予測可能性は重要であるものの、その後に発生した事態の重要性を社会としてどのように認識するかによって、時には安定性が崩れることを許容しても良いというケースもあり得るのではないかと。
- ・ 委員の価値判断の違いに大きく関わるものであり、議論を長く続ければ折り合いがつかないのは非常に難しい問題。いずれにしても、本日出た議論を事務局で改めて検討し、各委員に説明頂くことは必要。

山内座長

- ・ 必ずしも各委員の意見がまとまったということではないが、基本的な方向性としては見いだせたのではないかと考える。本日の意見を踏まえ、経済産業省及び国土交通省において占用公募制度の運用指針の変更についてパブリックコメントを実施することになる。パブリックコメントにける運用指針の変更案については、各委員の意見を踏まえた上で、座長と委員長に一任頂けないか。

桑原委員

- ・ 今回の見直しについては、大量導入小委においても十分な議論の機会が欲しいというような発言があったが、対応頂けるということで良いか。

山内座長

- ・ まさに議論を尽くすということであり、そのようになると思われる。

事務局

- ・ 2022 年度中に日本版セントラル制度の設計内容を固め、2023 年度からこの制度に基づく JOGMEC による調査を開始し、2025 年度にはこの調査結果を用いた公募を行うべく進めていく。

- ・ 今後のスケジュールについて、今般議論した公募プロセスの見直しを踏まえ、座長をはじめ先生方とも相談しながら占用公募制度の運用指針の変更を行う。
- ・ 所定の手続を経た上で、2022年度の促進区域に関する公募占用指針をセットし公募を開始していきたい。

以上